

切れ目のない支援体制の構築に向けて

令和6年5月21日（火）

松戸市 地域包括ケア推進課・障害福祉課

議論に至った経緯・検討が必要な事項

* 議論に至った経緯

- 各窓口にて相談支援を行っているが、成年後見制度を含む権利擁護に関する相談は、相続や不動産処分等、法律的な問題が生じていることが多く、一つの窓口で対応・解決することが難しい。また、成年後見制度の利用に向けて、申立てを行う際にも専門職による支援が必要な場合が多く、繋ぎ先に迷うケースが多々あることが課題として挙がっている。
- 現状では、法テラスや弁護士会等の連絡先を案内しているが、相談者にとっては再度別の窓口で連絡し、一から概要を説明することは負担が大きく、連絡を躊躇する方も多く、課題が解決できないまま先延ばしになっていることもある。
- 上記の状況から、中核機関として法的な助言や申立てに向け専門職との連携が必要な場合に、スムーズに連携できる体制の構築が必要であると判断した。

* 検討が必要な事項

- 専門職との連携について、二つの場面を中心に思案していく。

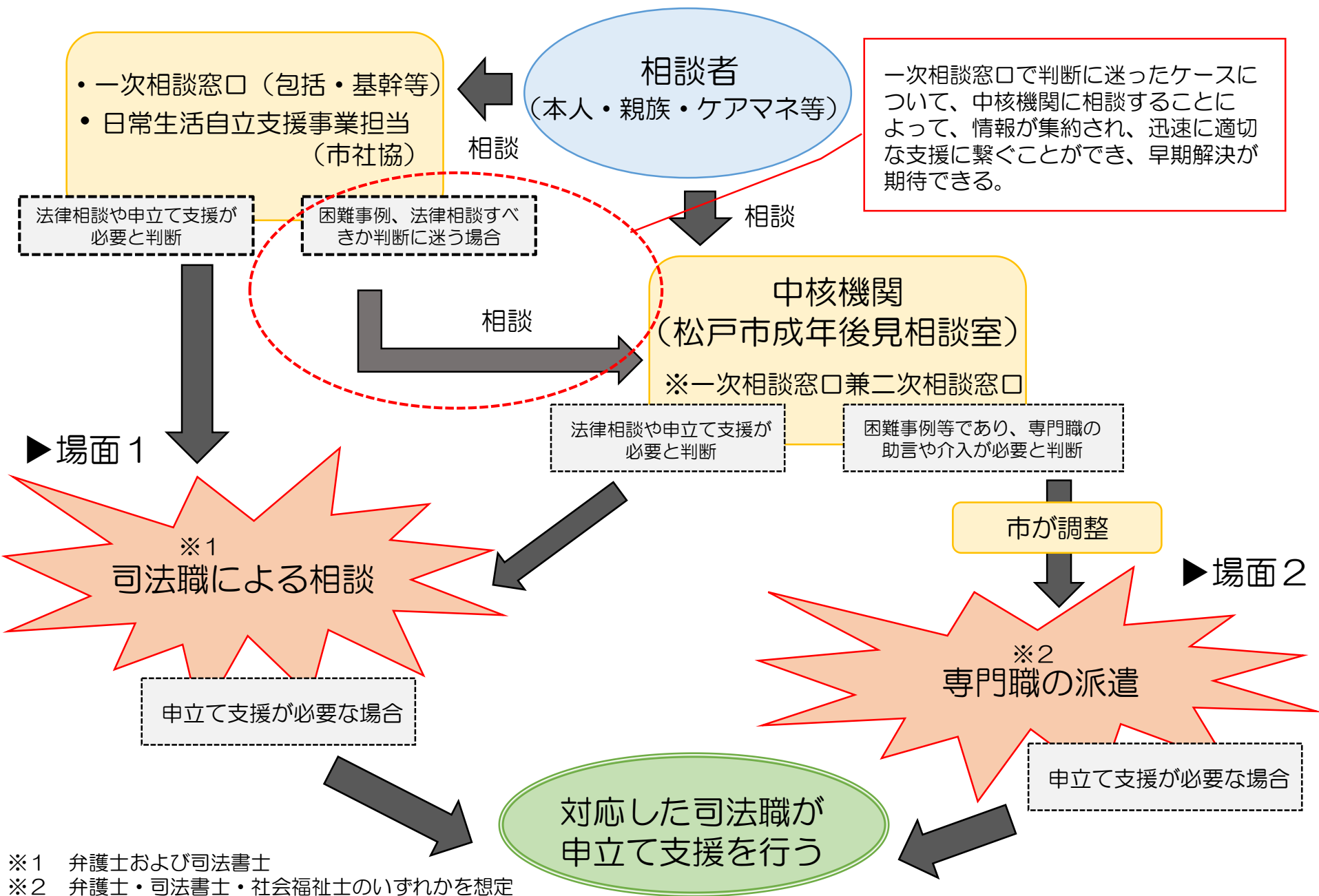
場 面 1：市民等からの相談の中で、法律相談が必要であると判断した場合

検討事項：次の相談窓口として繋ぐ先とその繋ぎ方について検討が必要。また、その後どこまでの継続相談に対応するか、あらかじめ決めておく必要がある。

場 面 2：支援の方向性を決めるケース会議等で、専門職の助言や支援が必要であると判断した場合（本人の利益を図る目的で実施するもの）

検討事項：専門職の職種選定方法や申立て支援が必要な場合、そのまま支援者となる仕組みにするのか検討が必要。また、ケースによっては複数の専門職を派遣することも想定される。

専門職との連携が必要な場面のイメージ図（案）



第二期成年後見制度利用促進基本計画

	地域連携ネットワークの機能を強化するための視点・取組		
	ア 共通理解の促進	イ 多様な主体の参画・活躍	ウ 機能強化のためのしくみづくり
【場面】 権利擁護支援の検討に関する場面（成年後見制度の利用前） 【機能】 権利擁護の相談支援機能／制度利用の案内機能	a 成年後見制度の必要性など権利擁護支援についての理解の浸透（広報を含む） b 権利擁護支援に関する相談窓口の明確化と浸透（相談窓口の広報を含む）	a 地域で相談・支援を円滑につなぐ連携強化 b 中核機関と各相談支援機関との連携強化	a 各相談支援機関等の連携のしくみづくり b 成年後見制度の利用の見極めを行うしくみづくり c 成年後見制度以外の権利擁護支援策の充実・構築
【場面】 成年後見制度の利用の開始までの場面（申立ての準備から後見人等の選任まで） 【機能】 権利擁護支援チームの形成支援機能／適切な選任形態の判断機能	a 選任の考慮要素と受任イメージの共有と浸透	a 都道府県と市町村による地域の担い手の育成 b 専門職団体による専門職後見人の育成	a 後見人等候補者の検討・マッチング・推薦のしくみづくり b 市町村と都道府県による市町村長申立て・成年後見制度利用支援事業を適切に実施するための体制の構築
【場面】 成年後見制度の利用開始後に関する場面（後見人等の選任後） 【機能】 権利擁護支援チームの自立支援機能／適切な後見事務の確保機能	a 意思決定支援や後見人等の役割についての理解の浸透	a 地域の担い手の活躍支援 b 制度の利用者や後見人等からの相談を受ける関係者との連携強化	a 後見人等では解決できない共通課題への支援策の構築 b 家庭裁判所と中核機関の適時・適切な連絡体制の構築



（ウ）「機能強化のためのしくみづくり」の視点による取組

a 各相談支援機関等の連携のしくみづくり

- ・市町村は、（イ）の実践を踏まえ、中核機関や地域包括支援センター、基幹相談支援センター等、介護や障害、生活困窮、子育てなどの各相談支援機関が連携を図り、権利擁護支援を必要とする人や関係者からの相談を受け止め、確認した権利擁護支援ニーズに対し、必要な支援を行うことができるしくみを整備する。

b 成年後見制度の利用の見極めを行うしくみづくり

- ・市町村や中核機関は、権利擁護支援ニーズの整理から確認できた課題の性質によって、各相談支援機関が成年後見制度の利用の必要性を確認するためのシート³⁶の共有、中核機関がケース会議に参加する際のルールづくり、専門職の派遣のしくみづくりなどを行う。

c 成年後見制度以外の権利擁護支援策の充実・構築

- ・都道府県や市町村は、1（2）「総合的な権利擁護支援策の充実」の内容も踏まえ、地域において、日常生活自立支援事業などの既存の権利擁護支援策の充実や、それ以外の新たな支援策を検討する。

◎ 国の計画では、権利擁護支援の検討に関する場面（成年後見制度の利用前）における地域連携ネットワークの機能を強化するための取組みとして、
 ・ 中核機関がケース会議に参加する際のルールづくり
 ・ 専門職の派遣のしくみづくり が明記されている。